

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その
翌日)

目次
◇告 示 字の区域の変更等

告 示

鳥取県告示第八百二十二号の二

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による泉地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十六年三月三十日現在の地番による。）

大字小波字林ノ
奥

大字小波字林ノ奥のうち四四五の二、四四五の七、四四
五の九及び四四五の一〇以外の区域

大字小波字中峰
谷

大字小波字中峰谷のうち四四六の一以外の区域

大字小波字泉原

大字小波字泉原のうち四三四の三九二から四三四の四〇
一まで以外の区域

大字小波字堂ノ
前

大字小波字堂ノ前のうち四五九の一部、四六一の一部及
びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字小波字林ノ
奥四四五の二、四四五の七、四四五の九及び四四五の一〇、
大字小波字中峰谷四四六の一、大字小波字泉原四三四の三
九九から四三四の四〇一まで並びに大字小波字河原田四六
三の一部、四八一内第一の一部及びこれらと一体をなす国
有地

大字小波字河原
田

大字小波字河原田のうち四六三の一部、四八一内第一の
一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八一の二と一
体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字小波字堂ノ前
四五九の一部及び四六一の一部

大字小波字下笹
子谷

大字小波字下笹子谷のうち四九三の一部及びこれと一体
をなす国有地以外の区域、大字小波字堂ノ前四五九の一部
及びこれと一体をなす国有地、大字小波字河原田四八一の
二と一体をなす国有地の一部並びに大字小波字泉原四三四
の三九二から四三四の三九四まで

<p>廃止する字の名</p>	<p>大字小波字上笹子谷</p>	<p>大字小波字馬渡り</p>
<p>泉字大成ル及び泉字上大成</p>	<p>大字小波字上笹子谷のうち五一〇の一、五一〇の二の一部、五一三の三の一部及び五一四の三の一部以外の区域、大字小波字馬渡り五〇九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字小波字泉原四三四の三九八</p>	<p>大字小波字馬渡りのうち五〇九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字小波字泉原四三四の三九五から四三四の三九七まで、大字小波字下笹子谷四九三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字小波字上笹子谷五一〇の一、五一〇の二の一部、五一三の三の一部及び五一四の三の一部、泉字大成ルの全域並びに泉字上大成の全域</p>

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】